

横浜市放課後児童健全育成事業 個人情報取扱特記事項

制 定 平成18年3月2日 福子放第10304号
最近改定 令和6年2月28日 こ放 第1377号

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金又は横浜市放課後児童クラブ事業費補助金の交付を受けた運営主体(以下「運営主体」という。)は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この事業の事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 運営主体は、この事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運営主体は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、この事業に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 運営主体は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 運営主体は、この事業に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により区長に報告しなければならない。
- 5 運営主体は、前項の規定により報告した事項に関し、区長が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 運営主体は、この事業の事務の処理に従事している者に対し、この事業の事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この事業が終了し、又は補助金交付の決定を取り消された場合においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 運営主体は、この事業の事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 運営主体は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(禁止事項)

第5条 運営主体は、あらかじめ区長の指示又は承諾があった場合を除き、この事業の事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く。)
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(事務委託等の禁止等)

第6条 運営主体は、この事業の事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、区長の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 運営主体は、本件事務を処理するために横浜市から貸与され、又は運営主体が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき、又はこの事業が終了したときは、区長の指示に従い、直ちに横浜市に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 区長は、個人情報を保護するために必要な限度において、この事業を実施期間中、運営主体に対し、個人情報の管理状況及び履行状況について報告を求めることができる。

- 2 区長は、個人情報を保護するために必要な限度において、この事業の実施期間中、情報の管理の状況及び履行状況について、運営主体によるチェックシートを用いた自己検査の結果報告を求めることとする。また、区長は必要に応じて作業場所において検査を行うことができる。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、運営主体の負担とする。ただし、区長の事情により過分の費用を要した分については、区長が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 運営主体は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに区長に報告し、区長の指示に従うものとする。この事業が終了し、又は補助金交付の決定を取り消された後においても同様とする。

(研修実施報告書・誓約書の提出)

第10条 運営主体は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書・誓約書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

2 運営主体は、個人情報を取り扱う事務を委託した場合には、事務受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、研修実施報告書・誓約書(第2号様式)を運営主体に提出させなければならない。

3 前項の場合において、運営主体は、事務受託者から提出された研修実施報告書・誓約書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取り消し及び損害の賠償)

第11条 区長は、次のいずれかに該当するときは、この事業の補助金交付決定の取り消すことができる。

(1) この事業の事務を処理するために運営主体又は事務受託者が取り扱う個人情報について、運営主体又は事務受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この事業の事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、運営主体が事務委託等をし、当該委託等先において発生した場合であっても、運営主体が負うものとする。

(補則)

第12条 この特記事項に定めるもののほか、この特記事項の実施に関して必要な事項については、こども青少年局長が別に定めるものとする。

この特記事項は、平成18年3月2日から施行する。

附 則 (平成19年3月2日こ放第841号)

(施行時期)

この特記事項は、平成19年3月12日から施行する。

附 則 (平成28年3月7日こ放第954号)

(施行時期)

この特記事項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日こ放第1188号)

(施行時期)

この特記事項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日こ放第1133号)

(施行時期)

この特記事項は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日こ放第2570号)

(施行時期)

この特記事項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月25日こ放第2221号)

(施行時期)

この特記事項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日こ放第3043号)

(施行時期)

この特記事項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年2月28日こ放第1377号）

（施行時期）

この特記事項は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

(提出先)

区長

(提出者)

団体名

管理責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全 枚)のとおり報告いたします。個人情報保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

